

令和4年度 第1回 青森県建築審査会 (議事録)

日時：令和4年7月28日(木) 10時30分

場所：県庁舎北棟2階B会議室

佐藤 GM : それでは、ただいまより令和4年度第1回青森県建築審査会を開催いたします。まず、建築住宅課長より、ご挨拶申し上げます。

[駒井課長挨拶]

佐藤 GM : 本日は、礮委員、館山委員が所用により欠席されましたが、県の附属機関に関する条例の規定により、委員の過半数の出席がありましたので、会議が成立するものとなります。

次に、審議の公開又は非公開について青森県建築審査会の公開等に関する要領に基づき、会議に諮って決めることになっておりますので、小藤会長よろしくお願ひします。

小藤会長 : 本日、傍聴者はいらっしゃいませんが、要領で原則公開といたしますので、本日の審査会を公開してもよろしいでしょうか。

各委員 : 異議なし

小藤会長 : 委員の方のご了解が得られましたので、今日の建築審査会は公開とします。

佐藤 GM : それでは、会議の議長は、県の附属機関に関する条例に基づき、会長が行うこととなっておりますので、小藤会長にお願ひいたします。

小藤会長 : では、審議に入ります。議案1号について事務局より説明をお願いします。

篠崎 : 建築住宅課、建築指導グループの篠崎です。議案1に係る資料は資料1、資料2、資料3となります。

(議案内容を説明)

特定行政庁として、本申請に係る渡り廊下の建築にあたり、安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害するおそれがないと認められることから、建築審査会に諮問するものです。以上で、議案第1号についての説明を終わります。

小藤会長： それでは、皆様から、質問・意見を受けたいと思います。

工藤委員： 渡り廊下がかかることで、雪の時期に道路への悪影響はありませんか。

篠崎： 渡り廊下としては積雪等への配慮もされているところです。道路管理者からの意見もありませんでした。

駒井課長： 県庁も含めて、前例となる渡り廊下において、雪による問題は聞いていません。

小藤会長： 渡り廊下が接する部分に採光等で不利になる部屋はありませんか。更衣室等の非居室だけですか。

篠崎： 接する部分には居室がないことを確認しています。

小藤会長： 渡り廊下のかかる道路は、東側で細くなるようですが、2項道路ではありませんか。

篠崎： 2項道路ではありません。細いところで4mとなっています。

小藤会長： 新設工場は、渡り廊下のかかる道路からではなく、西側の太い道路からの出入りになりますか。

篠崎： はい。

小藤会長： 道路上空部分だけでも窓が開かないように、常時施錠とするなどの配慮が必要ではありませんか。

篠崎： 安全上の助言として、申請者に伝えます。

小藤会長： 他に質疑がないようであれば、議案第1号は同意といたしますが、よろしいでしょうか。

各委員： 異議なし。

小藤会長： それでは、議案第1号は 同意といたします。

佐藤 GM： 本日の議案については『同意』として手続きを進めさせていただきます。

きます。

引き続き、報告案件についての説明となりますが、内容が自己用住宅に関する案件となりますので、「青森県建築審査会の公開等に関する要領」に基づき非公開となります。

(恐れ入りますが、傍聴者の方はここで退室願います。)

小藤会長： それでは、引き続き、報告案件について事務局より説明をお願いします。

石田： それでは、報告案件の建築基準法第43条第2項第2号の規定に基づく許可における包括同意について、ご報告いたします。

(報告内容を説明)

以上、報告を終わります。

小藤会長： 何か質問はございませんか。

ないようですので、これで本日予定された案件は全て終了いたしました。それでは事務局にお返しします。

佐藤 GM： これをもちまして、本日の建築審査会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。